

平成18年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案3件

- | | |
|---------|------------------------------|
| 議案第106号 | 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第107号 | 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第108号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |

平成18年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第106号

【総合経営部人事課】

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の下げ

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 $\Delta 1.1\%$

(2) 扶養手当の改定

ア 配偶者及び配偶者を欠く第一子の扶養手当の引下げ

- ・月額 1万4,700円 → 1万3,700円
(1,000円減額)

イ 扶養親族である子等のうち3人目以降に係る扶養手当の引上げ

- ・月額 4,500円 → 5,500円
(1,000円増額)

(3) 地域手当の支給割合の引上げ

- ・12% → 18%（ただし、平成22年3月31日までは、13%とします。）

(4) 給料の特別調整額の改正

- ・名称の変更

給料の特別調整額 → 管理職手当

- ・手当額について、定率制から定額制に改めます。

(5) 平成19年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成18年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成19年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きます。

(6) 規定の整備

- 施行期日 平成19年1月1日。ただし、(2)イ、(4)及び(6)については、平成19年4月1日

議案第107号

【総合経営部人事課】

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をよりの確に反映するため、職員の退職手当の算出方法を改めるものです。

○ 内 容

(1) 退職手当の算出方法の改正

- ・退職手当の額は、在職期間に応じた基本額と在職中の職務・職責に応じた調整額の合計額とします。
- ・調整額は、退職前20年間における各年度ごとの職務・職責に応じたポイントの合計に調整額単価を乗じて得た額とします。

(2) 規定の整備

○ 施行期日 平成19年1月1日

議案第108号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額引下げ

- ・平均改定率 △1.1%

(2) 扶養手当の改定

ア 配偶者及び配偶者を欠く第一子の扶養手当の引下げ

- ・月額 1万4,700円 → 1万3,700円
(1,000円減額)

イ 扶養親族である子等のうち3人目以降に係る扶養手当の引上げ

- ・月額 4,500円 → 5,500円
(1,000円増額)

(3) 地域手当の支給割合の引上げ

- ・12% → 18% (ただし、平成22年3月31日までは、13%とします。)

(4) 管理職手当の定額化

- ・手当額について、定率制から定額制に改めます。

(5) 平成19年3月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成18年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成19年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きます。

(6) 規定の整備

○ 施行期日 平成19年1月1日。ただし、(2)イ、(4)及び(6)については、平成19年4月1日